

## 査察の役割

### 【査察調査とは】

査察調査とは、悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、犯罪捜査に準じた方法で行われる特別な調査です。調査に当たる国税査察官には、裁判官の発する許可状を受けて事務所などの搜索をしたり、帳簿などの証拠物件を差し押さえたりする強制調査を行う権限が与えられています。

### 【査察調査の目的】

査察調査は、悪質な脱税者に対して単に免れた税金（本税）や重加算税等を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的としています。

### 【悪質な脱税者に対する刑事责任の追及】

検察官によって裁判所に起訴され有罪が確定すると、懲役や罰金の刑罰が科されます。この刑罰は、10年以下の懲役又は1,000万円（脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税相当額）以下の罰金となるか、あるいは懲役と罰金の併科となります。

### 【平成24年度の査察の概要】

平成24年度は、190件の査察調査に着手し、129件（前年度以前の着手事案を含みます。）を検察官に告発しました（表1）。

平成24年度中に一審判決が言い渡された査察事件120件のうち、119件の事件において有罪判決が出され、実刑判決が3人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています（表2）。

#### ○平成24年度の査察調査の状況（表1）

着手件数	処理件数	告発件数	告発率	脱税総額	内 告発分
190件	191件	129件	67.5%	205億円	175億円

（注）脱税額には、加算税額を含みます。

#### ○平成24年度中の査察事件の判決（第一審判決）の状況（表2）

判決件数	有罪件数	実刑判決数	一件あたり 犯則税額	一人あたり 懲役月数	一人(社)あたり 罰金額
120件	119件	3人	76百万円	13.0か月	16百万円

（注）実刑判決数及び一件（人・社）あたりの計数は、他の犯罪との併合事件を除いて算出しています。

多くの納税者の方々は適正な申告・納税を行っていますが、一部に悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。全国に配置されている国税査察官は、悪質な脱税者に対して厳正な態度で臨み、その告発に全力を挙げています。

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへTEL 0570-01-5901

税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 赤い羽根共同募金

活動を支援する募金です。

災害時には、「災害ボランティアセンター」の設置や運営など、被災地支援にも役立っています。今年も皆様のご協力をお願いいたします。

寄付金には税制上の優遇措置があります。

▼詳しくはホームページをご覧ください▼

【URL】<http://www.akaihane-hokkaido.jp>

問い合わせ先  
北海道共同募金会  
(電話 011-231-8000)